<u>発行責任者 / 小 林 政 氏</u> <u>発 行 日 / 2017年10月1日</u>



社報タイトル「貢献」は社内で 掲げる平成29年の標語です。



作素社員 小 林 政 氏 税理士 須 賀 保 雄 検理士 小 林 政 丘 税理士 齋 藤 利 文

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号 TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602 URL: http://www.e-cg.co.jp

11月夕觀路

- 1.10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限・・・11月10日
- 2.9月決算法人の確定申告 (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・ 法人住民税)申告期限・・・11月30日
- 3. 3月決算法人の中間申告 (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税) <半期分> 申告期限・・・11月30日
- 4. 消費税の年税額が400万円超の3月,6月,12月決算 法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 〈消費税・地方消費税〉

申告期限・・・11月30日

5. 消費税の年税額が4,800万円超の8月,9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告 (7月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

申告期限・・・11月30日

6. 所得税の予定納税額の納付(第2期分)

申告期限・・・11月30日

7. 個人事業税の納付(第2期分)

申告期限・・・1 1月中において各都道府県 の条例で定める日



税理士 須賀保雄

消費税 10%はいつから?



平成 26 年4月に8%に引き上げられ、段階的に10%へ引き上げられる予定でしたが、度重なる延期を経て、平成31年10月に10%への引き上げが予定されております。

ちょうど2年後となりましたが、果たして 10%への引き上げは実施されるのでしょうか?

最近では衆議院を解散し、選挙ムードになっていますが、安倍首相は今回の解散の理由について、"子育て世代への投資拡充のため消費税の使い道を見直すことを決断した"と述べています。

消費税を増税することは家計にも会社にも重い負担となります。10%への引き上げが実施されたとしても、増税分の財源は有効に利用していただきたいものです。

りつでもそこに・・・

秋の訪れを感じる今日この頃。

みなさんは、秋と言えば何が思い浮かびますか? 読書の秋・スポーツの秋・食欲の秋。

あげればまだたくさんあると思いますが、私の秋と言えば 『紅葉』です。

名所へ出掛けるという訳ではありません。

身近にある秋を感じます。





右の写真は、住宅街にぽつんとある1本の木です。

昔からありましたが、芽吹きがきれいに紅葉していたので、思わず撮ってしまいました。

左の写真は、公園の木々です。葉が落ち冬の訪れを 待っているかのようでした。

いつもの目線を下げたり見上げてみれば、いつの間にか季節が移り変わっていることに気づきます。

普段何気なく通り過ぎているだけの道にも、何か秋 の訪れを発見できる心の余裕を持ちたいものです。

所員 菊地祥代